「利根川水系鬼怒川河川整備計画(原案)」に対する公聴会

日 時:平成28年1月17日(日)13:00~13:20

会 場:①国土交通省関東地方整備局下館河川事務所

発言者:公述人2

栃木県鹿沼市から来ました■■と申します。

本題に入る前に一つ言いたいのは、今更意見を聞いてどうするのかということです。

鬼怒川では重要なイベントは終わりました。河川整備基本方針は決定され、湯西川ダムは完成し、大水害が発生し、600億円の緊急対策プロジェクトも決まりました。今更何を聞くのかという疑問があります。

鬼怒川では、河川整備計画の代わりに鬼怒川直轄河川改修事業とか鬼怒川河川維持管理計画によって、 関係住民の意見を反映させることなく、河川事業が進められてきました。

住民意見の関係住民の意見を反映させるという河川法の趣旨が骨抜きにされていると思います。

意見を大きく分けて次の3つになると思います。基本高水の計算をやり直すこと。これまでの河川行 政の総括を踏まえること。今回の大水害の教訓を踏まえること。

まず、基本高水流量の計算をやり直すべきについては、河川整備の強化という資料がありまして、こんな表が載っています。上の段に確率が書いてありますが、意味が違うものが混ざってます。100分の1というのは、雨量確率でもありますが、流量確率でもあります。石井地点の8,800トンの流量は基本高水です。ところがとなりでいう45分の1は、流量確率です。国の資料から数字をひろっていきますと、こんな表がかけました。従来の計算では100分の1の雨量の時に、362mmの平均3日雨量があり、8,800トンの流量になったということなんですね。ところが今回の計算では、100分の1の雨量は、495mmとなったというんですね。ところが流量は以前と変わらず8,800トンになるということでおかしいと思います。ちなみに今回の雨量は501mmで、石井地点の3日雨量ですね。確率は110分の1ですが、流量は少なくて6,600トン、その流量の確率は45分の1になっているので、素人には全然理解できない数字ですね。495mmで8,800トンが正しいというなら、362mmで8,800トンは誤りだったということ認めるべきだと思います。

ダムの効果の計算も怪しいと思います。昨年9月洪水における4ダムの効果はダム地点で2,200トン、石井地点で2,000トンであるとされて、9%しか減衰しない計算となっています。ところが石井地点と水海道地点を比較すると9割も効果が減衰しています。ちょっと納得できないですね。これを八ッ場ダムの場合と比較すると、八ッ場ダムの場合は、80km下流の八斗島地点では、ダム地点に比べて6割近くも減衰してしまっている計算となっています。ですから、鬼怒川の4ダムの効果の計算はおかしいと思います。

次、これまでの河川行政の総括を踏まえるべきについてですが、これまでにですね治水計画は計画規模から始まっていろいろな数字を定めて、計画規模以下の洪水が来た場合には住民の安全は守れるというものです。これは定量治水という学者がいます。ところがですね、計画規模以下の洪水がきた場合に限ってなんですが、計画規模を超える洪水が来た場合には、死んでくださいというのが定量治水です。国は、定量治水、ごめんなさい、超過洪水対策としてスーパー堤防を計画していますが、鬼怒川はスーパー堤防と関係ありません。想定外の洪水を考えない定量治水を改めるべきだと思います。河川法は基

本高水ということは書いてないですから、定量治水は法改正をすることなく、すぐにでも改められるはずです。

次にこれまでどんな河川行政を実施してきたのか、その結果、生物がどうなったのかという事実を定 量的に記載するべきであると思います。整備計画原案には確かに重要種の種数は書いてありますが、量 は書かれていません。少なくとも、サケとかアユとかウナギなどの漁獲量の推移を載せるべきだと思い ます。推移した理由の分析も載せるべきだと思います。また、魚道の改良を図ったということも書いて ありますが、その効果も記載するべきだと思います。次に整備計画に鬼怒川の特徴を書くべきだったと 思います。鬼怒川はダムの集水面積が流域面積の3分の1をしめるという特徴があります。そのため、 治水も効果的なのかもしれませんが、ダムが原因で河床が低下していました。その結果、水害が起こり にくいという油断があったのではないでしょうか。ダムでの堆砂と河床低下への対策がないことを記載 するべきだと思います。原案にはダム貯水池に堆積した土砂の下流への還元やフラッシュ放流を行いと ありますが、うまくいくならすでに、うまくいくものならですね、すでに問題は解消しているはずです。 次に湯西川ダムはムダだったこと記載するべきです。利水面では宇都宮市は過大な水需要予測に基づき 湯西川ダムで26,000トンの水源を確保しましたが、2013年度の実績で見ると予測値を見ると、その乖離 は47,000トンにもなっています。これがその右側のグラフですね。国はダムがないと暫定水利権が解消 されないといいますが、ダムがなくても支障なく取水できているのが現実です。机上の計算よりも現実 が正しいのであって、水利権とダムの所管官庁が同じという体制を改めるべきです。治水面では国は4 ダムで決壊地点での水位を25cm下げたといいますが、1985年の国の資料によれば、湯西川ダム、4ダム の効果は2,600トンですね。そのうち湯西川ダムは370トンですから、2,600分の370、つまり14%にすぎ ないということなんですね。国は決壊地点で水位低下量を25cm下げたといいますけれども、その14%と いうことは、3.5cm、指2本横にならべただけですよね。そのために利水と合わせて1,840億円を使う意 味はなかったんです。堤防の危険箇所に予算を使うべきだったと思います。

次に今回の大水害の教訓を踏まえるべきということ。堤防を補強してこなかったから大水害が起こっ たということを整備計画に明記すべきです。左岸21kは、付近が流下能力が低いことは素人目にも明らか でした。これは左岸の流下能力図はグラフのとおりです。決壊地点は21k地点で丸で囲みましたけど、あ の辺が危ないということは素人目にも分かります。堤防高についても危ないということは分かっていま した。これは国が作成した資料ですが、21k地点は上流よりも下流よりも低くてなっていました。しかも ですね右岸よりも低い地点のうち21k地点てのは最上流にあったんですね。こちらはそのグラフで2007年 の公開資料から作ったものですね。あそこでガクンと低くなっているのは、その21kあたりというとこな んですね。それから、えっと青い線が右岸ですが、左岸の方がずっと低くなっているということが分か ります。それから、国はですね左岸21k地点を重要水防箇所に指定してきています。しかも決壊地点は重 点というふうに書かれていたんですね。国は三坂町の堤防が最も危険であり、洪水時には真っ先に水防 活動、土嚢積みですね。が必要であることは認識していました。しかし工事が必要とは考えていなかっ たということですね。常総市も堤防の整備を要望していました。2006年の要望です。意見はですね、無 堤防の場所がある、嵩上げ、堤防の拡幅が市民が望む最大の課題であるといっていますね。老朽樋管に ついても直してほしいと。平成14年の台風による洪水から市民の不安は増大している、と言うことを訴 えている。それから十一面山、若宮戸山ともいうらしいですが、そこについてもですね、その無堤防地 帯であると。地元では保全か築堤化の議論がある。市としては当然築堤の方向で進めているので、環境

整備と治水の両面から、という要望を出しているんですね。つまり常総市は湯西川ダムをつくってくれ と全く要望していませんでした。国民の多くもダム事業の中止を求めていました。2006年のパブコメで すね。2004年に栃木県に起こした住民訴訟でも、国に対して八ッ場ダムを中止して下流の堤防が脆弱で あるから予算を堤防整備に使うべきであると警告しておりました。さらに会計検査院も2012年にですね、 上流と下流のアンバランスを指摘しました。これは色々ちょっといっぱい書いちゃったんですけども、 要するに上流では4基のダムを建設して100分の1確率の洪水に対応できることになったのに、下流では 10分の1確率の洪水を流せる程度であり整備の進捗度にも大きな差があるということも問題視していた んですね。しかし、国は住民、市町村、会計検査院の要望、警告、指摘を無視し湯西川ダムの建設に邁 進し、堤防の整備を後回しにしました。このことは予算の推移を見れば明らかです。ダムに比べて河川 事業は、20億円程度にとどまりました。三坂地区は2、30年かけてボチボチ改修する予定ということで、 のんびりした話でした。住民訴訟のなかで、国土交通省は次のように主張しておりました。2008年に国 から栃木県に出した回答書が裁判所に提出されたものです。何て言ったかというと、鬼怒川下流部の改 修が遅れているからといって、改修を進めればいいというものではない。といいます。水系全体のバラ ンスに配慮しているんだ。緊急を要する改修を後回しにしているものではない。つまり、改修してない 箇所を緊急を要する箇所と判断していないということなんですね。さらにダムは最小限の費用で最大の 効果を発揮できる有効な対策であると言ってるんですね。最大の効果が大水害というのも変ですね。さ らにどれか一つが欠けても利根川水系の治水計画が成立しないものであると言ってます。国の計画は完 壁だと言っているんですね。住民の意見をどおりで聞かないはずです。住民や常総市、会計検査院が懸 念したとおりの大水害が起きたということは、ダムと堤防をバランスよく整備して治水安全を向上させ ることに失敗したということではないでしょうか。2015年9月洪水が、たかが45分の1洪水だというの でしたら、想定外の洪水ではありません。予算が足りなかったのではなく、優先順位を間違えたという ことではないでしょうか。ダムをつくる予算と時間はあったのですから。住民や市町村の意見を真摯に 受け止めなかったから、大水害が起きたことを整備計画に記載するべきだと思います。市民や住民や市 町村の意見を無視してダム偏重の河川行政を続けたことへの反省の弁を記載するべきだと思います。ち なみに、国が堤防を整備しないのは、ダム建設の理由をつくるためであると思います。治水経済調査マ ニュアルという費用対効果のマニュアルがあるのですが、それは無害流量以上で破堤氾濫を生じるとか、 可能性があるとか堤防は基部まで破堤すると、要するにですね堤防はあっけなく決壊するという前提に なっています。容易に決壊しない堤防を造ったらダムを造る理由に困るということですね。熊本県川辺 川ダムについて、ダムを造るということが理由で堤防の補強が中止されたといういきさつがあります。 それから国は堤防は土で作る、強度が実証されていない堤防補強工法は使えないという方針だったのに、 今回土の他にいろいろな材料を使って補強しているのはちょっとご都合主義ではないかということを感 じます。それはともかくですね、堤防補強には減勢ふとんかご工法を使うべきだと思います。元国土交 通省土木研究所次長の■■氏が提案しているのですから。拙速に決めずに■■氏の提案を十分に考慮す べきだと思います。次に工作物設置はダムで水位を下げてもマッチポンプになるんじゃないかという風 に思いますね。橋脚が水位を押し上げた可能性が検討されていないのが問題だと思います。決壊地点か ら4km下流までに3つの橋があります。アグリロード、圏央道は最近できたようです。、それらの橋脚が 水位を上げた可能性はないのでしょうか。安易に橋脚の設置を許可したことは、上流のダムで下流の水 位を下げることが第一という方針と矛盾しないでしょうか。ダムで水位を下げても橋を造って水位を上 げていたら意味が無いと、このように思います。次に若宮戸の問題ですが、写真を飛ばしまして地図を 見ると3分の1くらい若宮戸から来ている様な感じがしますので大事な問題だと思いますね。若宮戸で 溢水がおきたのはソーラー事業者が自然堤防を掘削したからとみられています。なぜ掘削できたかとい ったら権限がなかったから規制できなかった。このことはこの河川事務所の広報資料に書いてあります。 しかしですね、洪水時には浸水するおそれがあることを直接伝えたといってるのですから、つまり洪水 時に浸水のおそれがあると認識したんですから、さっさと築場するべきだったのに、若宮戸地区は全く 対象に事業の対象になっていないんですね。若宮戸の問題の結論ですが、掘削を規制しなかったことに は、これは河川法上、規定がないからしかたがないということになるかと思います。ただし、国には公 物の管理者として堤防が必要な地区には堤防を設置する国家賠償法上の義務があったとは思います。築 堤のため用地買収をしておけば、掘削されることはなかったと思います。したがって、河川管理に瑕疵 があったというふうに私は思います。それから、これはですね、どっちみちそのソーラー事業者が掘削 してもしなくても同じだったじゃないかという印象をあたえようとする文書を出していますけど、これ も水色の面積がですね十倍も違うんですね。土嚢をつんだ後で比較しても何もしなかった時と掘削した あとでは、十倍も違うので大差がなかったということにはならないというふうに思います。堤防整備率 が鬼怒川が上流から整備されたという話がありまして、所長の説明は下流からやっているんだと、上流 の栃木県側では砂利を採取するので水深が低くなったから相対的に堤防の高さが上がってそれで整備率 が高いんだというんですけど、河床が低下したのは栃木県区間だけじゃないんですね。これ、維持管理 計画に資料が載っていまして、ほぼ全川で2、3mの河床低下があったというふうに書いてあるんですね。 4m以上も低下したところもあるというんですから、栃木県では、だけで河床低下があった様な所長の説 明には納得いかない。ということで、茨城県区間の堤防整備率が低いことの本当の理由が別にあるんじ ゃないかというふうに思いました。以上で終わります。